

「マテリアル先端リサーチインフラ」Q&A ※更新箇所：オレンジ部分

	質問	回答
事業内容について		
1	審査委員会にてハブ&スポーク体制を最適化することだが、スポークで提案した機関が審査委員会にてハブへの変更を求められることはあるのか。	原理原則としては、審査委員会における審査次第であり得と考えますが、現実的には可能性が低いと考えます。
2	提案書に記載する実施体制図について、設備共用サービスを行うために必要な組織部分も記載すべきか。	設備共用サービスを行うために必要な組織部分も記載してください。尚、ナノテクノロジープラットフォームに採択されている機関については、設備共用サービスに必要な組織部分（ナノテクノロジープラットフォームにおける組織）も含めて記載し、令和3年度に関してのみは当該部分が本事業の対象で無い旨記載してください。
3	ナノテクノロジープラットフォームに参画していない機関については、スポークの令和3年度における事業規模はいくらか。	参画していない機関については、本事業の令和3年度において設備共用サービスも実施していただくことを想定しています。この場合、本事業の採択機関数のうちナノテクノロジープラットフォーム非採択機関数に応じて、事業規模は変動します。申請においては、設備共用サービスの実施に必要な額(上限3千万円とします)を見積もって記載してください。
4	審査委員会にて各ハブ及びスポークそれぞれの重要技術領域が決定することだが、審査委員会にて申請の際に提案していない重要技術領域を指定される可能性はあるか。	原理原則としては、審査委員会における審査次第であり得と考えますが、現実的には可能性が低いと考えます。
5	申請書には10年分の計画を記載することになると思うが、令和4年度以降の委託額は、ナノテクノロジープラットフォーム参画機関であれば、ナノテクノロジープラットフォームでの事業規模を想定して記載すればよいか。	令和4年度以降の委託額は、ナノテクノロジープラットフォーム参画機関であれば、ナノテクノロジープラットフォームでの事業規模を踏まえて、必要な額を申請書に記載してください。
6	非公開利用における利用収入の扱いについて、非公開利用は本事業対象外とのことだが、評価の対象としての利用料収入と考えてよいか。	評価の対象ではありません。ただし、研究インフラの運営上、本事業と関係の深い財源として認識可能な収入である場合、各法人における総合的な研究インフラ運営を期待します。
7	データ利用における利用料収入について、自主運用で得られたデータも利用料金を支払って活用することはできるのか。	自主運用部分は本事業の対象外であるため、自主運用で得られたデータの取り扱いとは別途定める必要があります。本事業のデータ利用の枠組みに、自主運用からのデータを収載するかについては、別途運営機構およびハブ機関を通じての検討対象と考えます。
8	運営機構について、事業開始後の事業としての実質的な意思決定権限があるという理解でよいか。	本事業のプログラム運営方針の策定、資金配分方針の策定、計画の改善、進捗状況の確認、運営の見直し等は、PD（およびPDを補佐するPO）が担います。このもとに、本事業全体の最適な実施（公募要領3.2.3に記載の内容）は、運営機構が担います。
9	設備整備に係る予算は20億円を予定しているとのことだが、本事業で採択される機関すべてに設備整備に係る予算が措置されるわけではないという理解でよいか。	ご認識のとおりです。
10	データ構造化について、ハブとスポークで実施すべきデータ構造化は異なるということか。	データ構造化方針については、事業開始後に運営機構を通じて決定していくこととなりますが、ハブとスポークである程度同様の形式でデータ構造化されると想定しています。
11	横断技術連携責任者はどのように決定されるのか。	事業開始後に、運営機構にて決定していくことを予定しています。

12	連携を想定する機関がある場合、申請書において同じような図や文言をどこまで記載してよいか。	各法人のご判断にお任せいたします。同じような図や文言を求めるものではありません。
13	非公開利用の利用料金は申請書に記載しなくてよいか。	非公開利用は本事業の直接の対象ではないため、申請書に記載する必要はありません。ただし、研究インフラの運営上、本事業と関係の深い財源として認識可能な収入である場合、各法人における総合的な研究インフラ運営を期待します。
14	ハブとして採択される場合、サーバーの構築も求められるという理解でよいか。また、サーバーを保有していない場合、サーバを申請書のどこに記載すればよいか。	ご認識のとおりです。なお、サーバーに係る経費は令和2年度補正予算の対象になります。また、サーバーを所有していない場合は、必要経費とあわせて申請書における「新たに整備する設備の候補」に記載ください。
15	申請書に記載する7頁「新たに整備する設備の候補」について、令和2年度補正予算で整備する設備のみが対象か。	「新たに整備する設備の候補」については、事業期間の10年間に必要な設備のうち、現時点で明らかに想定可能なものを記載ください。そのうち一部の設備について、令和2年度補正予算で措置すべきと審査において判断されたものが対象になると想定しています。（本事業採択機関すべてに措置できるわけではありません）
16	申請書に記載する7頁「新たに整備する設備の候補」について、金額の上限(個別又は合計)はあるか。	金額の上限はありませんが、記載いただいた設備のうち一部の設備について、令和2年度補正予算20億円の内数にて措置されることになるものと想定しています。（本事業採択機関すべてに措置できるわけではありません）
17	申請書4頁「各年度の所要額見込み」について、申請書7頁「新たに整備する設備の候補」であげた設備を導入される前提とするのか、新規設備の導入は半々程度とした想定とするのか、どちらになるか。	申請書4頁「各年度の所要額見込み」については、申請書7頁「新たに整備する設備の候補」であげた設備の導入は前提とせずに記載ください。
18	申請書に記載する重要技術領域が2つある場合、主・副といった優先順位はつけるのか。	主・副を記載する必要はありませんが、法人内で優先順位がある場合、優先順位が高いものを1番目に記載ください。
19	DBサーバーに関してはデータの構造とセキュリティ及びNIMSとの通信プロトコル、通信方法やセキュリティについてはどう考えればよいか。	データ中核拠点（NIMS）におけるDBとの間で、各ハブ機関のデータサーバおよび関連の仕様を、どの程度 compatibilityのあるものとするかは未定です。よって、その仕様の詳細に関わる部分は事業開始後に運営機構を通じて設計を詰めていくことを想定しています。なお、当該部分に関しては今回の審査において評価には影響しません。
20	申請書4頁「各年度の所要額見込み」について、ナノテクノロジープラットフォームにおける予算については、記載しないでよいか。もしくは自主財源の欄へナノテクノロジープラットフォームにおける予算として分かるように記載すればよいか。	ナノテクノロジープラットフォームに採択されている機関は、令和3年度について、自主財源の欄へナノテクノロジープラットフォームにおける予算として分かるように記載ください。また、令和4年度以降については、ナノテクノロジープラットフォームで担っていた活動分も含めて委託費の欄に記載ください。
21	令和3年度以降の事業を計画しているが、令和2年度の設備整備を予定しない場合でも、令和3年1月13日までに応募しないといけないのか。	令和3年1月13日までに申請ください。
22	スポークでの提案を考えている場合、設備整備は必要無い（既存の設備で技術提供は可能）と思われるがいかかか。	本事業の実施を想定した際の、申請機関の構想によるものと考えます。提案の構想上、既存の設備に加えて整備する必要があるれば記載いただき、必要ない場合は記載不要です。

経理・契約・様式等について

1	申請書は所属機関の長又は権限委任された者と機関代表者の連名による申請となっているが、ここでいう権限委任された者とは、採択後に締結する契約権限を委任された者を指しているか。	権限委任された者とは、本件申請に係る権限を委任された者となります。あくまでも、申請をしていただくことについての権限となりますので、その後の契約とは関係ありません。
2	申請書の「誓約書」について、代表者の署名（自署）との記載があるが、法人の長（大学の場合は学長）の自署でなくてはならないか。	当該誓約書は暴力団等反社会的勢力排除の観点ですので、地方公共団体、国立大学法人、独立行政法人、大学共同利用機関法人については誓約書の提出は不要です。なお、前記以外の法人等の場合は、役員の個人情報の提供につき同意いただく内容も含まれることから、自署をお願いすることとしております。
3	申請書は白黒にする必要はなくカラーで問題ないか。	問題ありません。
4	申請書表紙（0頁）について、提案機能、提案重要技術領域、機関名を記入する必要があるが、提案機能については、「センターハブ」、「ハブ」、「スポーク」のいずれかの文言のみを記載すればよいか。	ご認識のとおりです。
5	様式ヘッダー（1頁以降）について、2つを列記するのか。その場合に、2行にわたって記載してもよいか。	ご認識のとおりで、2つを列記ください。また、2行にわたって記載して問題ありません。
6	マテリアル先端リサーチインフラの事業内容（2頁以降）について、事業構想、実施計画・支援内容、実施体制、これまでの取組実績等の業務遂行能力を記述するよう指示があるが、これらの記述は、様式にある枠を残したまま記述しなければいけないのか。それとも4つの事項がわかるように記述されていれば、枠内に記述する必要はなく、4ページ以内で記述すればよいか。	4つの事項がわかるように記述されていれば、枠内に記述する必要はありませんが、4ページ以内で記述ください。
7	提案書の鑑に実施機関または実施機関長の公印は必要か。	押印は不要です。
8	センターハブで提案する際に記載する必要がある申請書10頁「運営機構長（候補者）の研究者データ」について、必要項目は、「氏名、生年月日、所属機関・組織、研究歴」とあるが、経常的な研究課題を持っていない（直接研究に携わっていない）者を設定した場合には、「1年間の全研究時間数」以下の欄は空欄でもよいか。	空欄で問題ありません。
9	申請書6頁「令和3年度所要経費の見込額」について、「※費目・種別等の詳細は、公募要領の「委託費の範囲及び積算等」を参照すること。」とあるが、当該記載は公募要領の別紙3を指しているか。	公募要領の「1.1委託費の範囲」及び別紙3を指します。
10	公募要領の別紙3の「業務実施費」の備考に消費税相当額（「人件費（通勤手当除く）」、「外国旅費・外国人等招へい旅費のうち支度料や国内分の旅費を除いた額」、「諸謝金」及び「保険料」の5%に相当する額等、消費税に関して非（不）課税取引となる経費」と記載されていますが、消費税相当額は、「消費税に関して非（不）課税取引となる経費の10%に相当する額」が正しいのではないかと。また、消費税相当額は、非（不）課税取引となる経費がある場合は、必然的に計上すべきものという理解でよいか。	税率に関するご指摘は貴見のとおりです。消費税は取引に関して課税されるため、今回の委託契約についても、受託者である法人に納税義務が生じます。従って、消費税について適切に納税できるように当該種別を設けています。また、消費税相当額の説明文の表現に係るご質問については、当該説明文は貴見の趣旨と同等であると理解しております。 なお、実際に行われる委託費の執行に際しては、最新の「科学技術・学術政策局、研究振興局及び研究開発局委託契約事務処理要領」に従って行うこととなります。

11	<p>公募要領の別紙3の「一般管理費」の備考に「一般管理費率は、委託先の規程、規程がない場合は直近の財務諸表の一般管理費率と10%を比較して、いずれか低い方。」と記載がありますが、国立大学の場合の一般管理費率の具体的な計算式はどのようになっているか。</p>	<p>一般管理費率の算出は、直近3カ年の損益計算書等より算出いたします。その算出方法は法人の形態により異なりますので、貴機関に規程が整備されているか否かについて経理担当部署等に確認いただき、その上で規程が整備されていない場合は別途照会願います。なお、一般的に国立大学法人において毎年度作成している損益計算書に業務費と一般管理費が計上されておりますので、その割合を算出する方法より一般管理費率が算出できるものと思われると思います。</p>
12	<p>申請書7頁「既存の対象設備」について、装置数が多いため表の横幅を広げるもしくは各列の幅を変更することは可能か。</p>	<p>表の横幅の拡張及び各列の幅の変更について問題ありませんが、「新たに整備する設備の候補」とあわせて2ページ以内で記述ください。</p>
13	<p>本事業の採択が決定した後本事業を担う組織を構築するため、採択決定までは別部署で担うことを予定しているが、事務連絡担当者については、申請から採択までと採択後で担当部署が異っても問題ないか。</p>	<p>問題ありません。</p>
14	<p>誓約書の提出が不要の場合、様式から該当ページを削除してよいか。 それとも様式に該当頁を残したまま記載せず空欄のまま提出したほうがよいか。</p>	<p>契約書のページを削除ください。なお、契約書の提出が不要の機関において、当該ページを削除せずとも資料の不備となることはありません。</p>
15	<p>誓約書について、代表者の自署、役員の氏名、生年月日が明らかとなる資料の添付が出勤自粛などの関係で間に合わない場合はどのようにすればよいか。</p>	<p>誓約書については、契約の相手方として適合するか否かの判断に必要なため可能か限り間に合わせていただきたいものの、昨今の事情に鑑み、そのような事情がある場合は、事前に提案書提出先に問合せ、誓約書の提出につきお約束をいただいた上で自署の無い誓約書をご提出ください。</p>